		_	受 理 令和	年 月	目	<i>J</i>		*****	
	<del>化</del> T	<b>一</b>	第			公	館印	J )	
			送付 令和	年 月	日	1			
	令和 年	月 日届出	第		号	********		erer.	
在デ	<sup>゛</sup> ュッセルドルフ	<del>大使</del> ∃本国 殿	書類調査 戸	籍記載 記載調	査 調査	票附票	住民	:票 通 矢	<del>1</del> 1
		総領事 **							
	(よみかた)						r	=======================================	
氏	名	氏		名		男 □女	届	記入の注書はすべて日本語で	
	_							。 筆や消えやすいイン ださい。	/キで書かないて
生	年 月 日	年	月 日 に死	まれてから30日以内 ご亡したときは生まれた 対も書いてください	) □午前 □午後	時 分	死	こし、。 :亡したことを知った F :月以内に出してくだ	
亚	 亡したとき	年			]午前	 時 分	→ 夜	の12時は「午前0時」 〒後0時」と書いてくた	」、昼の12時は
	_	<u> </u>			]午後				
死	亡したところ				番地	也	も) 名	死亡したところ」は「死 に戸籍に書かれます から番地まで書いて	<sup>-</sup> ので、くわしく国 こください。 なお、
		ドイツ連邦共和国	ノルトライン・ヴェン	ストファーレンか	州 番b	₩	病	院名を書く必要はあ	りません。
住	所	世帯主		•••••	田子	<u></u>			
		の氏名			番地	<b></b>	•		
本	籍				番			・ 重頭者の氏名」には、 記載されている人の	
·T'	TH	筆頭者 の氏名						さい。	
	亡した人の	口いる (港	) \(\bar{v}\tal{z}\)		□死別	 □ 離別)	→ 内	縁のものはふくまれ	ません。
夫	または妻	□1. 農業だけまたは <u>原</u>	,						
	亡したときの		サービス業等を個。 等(官公庁は除く)の	人で経営している 対象者世	る世帯 帯で勤め先の	の従業者数が		には、あてはまるも <i>0</i> しをつけてください。	
世仕	帯のおもな事と		での世帯(日々また い常用勤労者世帯	は1年未満の契 及び会社団体の	!約の雇用者 D役員の世間	は5) 寺(日々または			
114	₹ €	1年未満の契約の □5.1から4にあては3		:事をしている者	の世帯				
	亡した人の		音のいない世帯 年…の4月1日から翌4	<b>丰3月31日までに死</b>	亡したときだけ	書いてください)			
職	業・産業	職業		産業			→ 死	亡者について書いて	てください。
そ	ドイツ連邦共	和国	市戸籍	手局が発給した	た死亡証明	明書を添付		書及び死亡を証する の発行する死亡登録	
の	する。						師 れ	が作成した死亡証明 原本1通と写し1通出 国文の証明書には	月書)は、それぞ 出してください。
他							12	した和訳文を添付し	てください。
l G			)			- 18. 3	(編 労	け出られた事項は、 統計法に基づく基幹 働省所管)、がん登	統計調査、厚生 録等の推進に関
		親族 □2. 同居してい 理人 □7. 土地管理				5. 地主		る法律に基づく全国 働省所管)にも用い	
届	□10. 保佐丿	□11. 補助人 □	12. 任意後見人	□13. 任意後					
出	住所ドイツ	/連邦共和国ノルトライ	ン・ワェストファー	-レン州		番地			
	本 籍		番地	筆頭者		m /u	P	山上の翠夕は は・	、キれし詰いてゃる
人	署 名		番	の氏名			に 人	出人の署名は、はっ本人が書いてくださ が外国語で署名する	い。なお、外国る場合は、その
	(※押印は任意	<u> </u>		印	年	月 日生	(1)	はみかた」をカタカナ⁺ 。	で併記してくださ
事	件簿番号								
(届)	出人の連絡先及	び電話番号 十	(0)						)